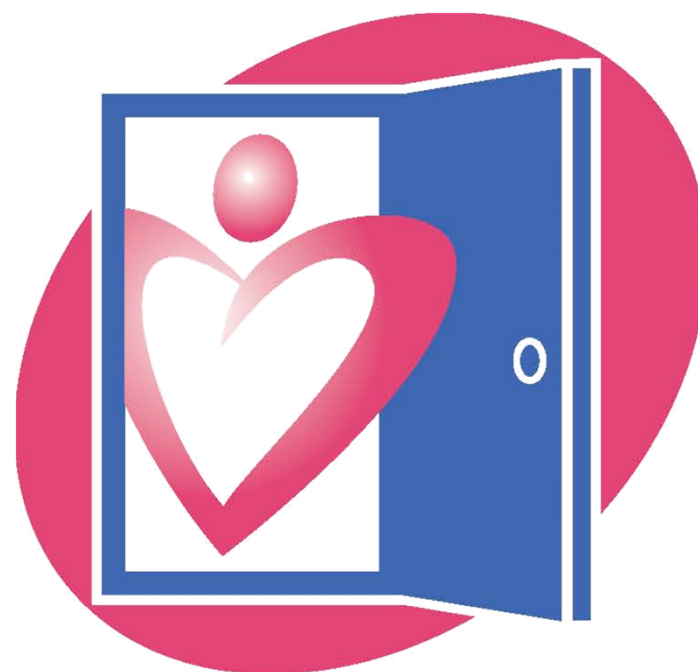


全国訪問看護事業協会

令和2年8月3日

(一社) 全国訪問看護事業協会

副会長 高砂裕子



令和３年度介護報酬改定に関する意見

「地域包括ケアシステム」の担い手として、訪問看護が役割を発揮するため、次の事項について検討いただきたい。

1. 中重度者の在宅療養を支える訪問看護の提供体制の拡充
2. 質の高い訪問看護の評価（診療報酬との齟齬の解消）

1. 中重度者の在宅療養を支える訪問看護の提供体制の拡充

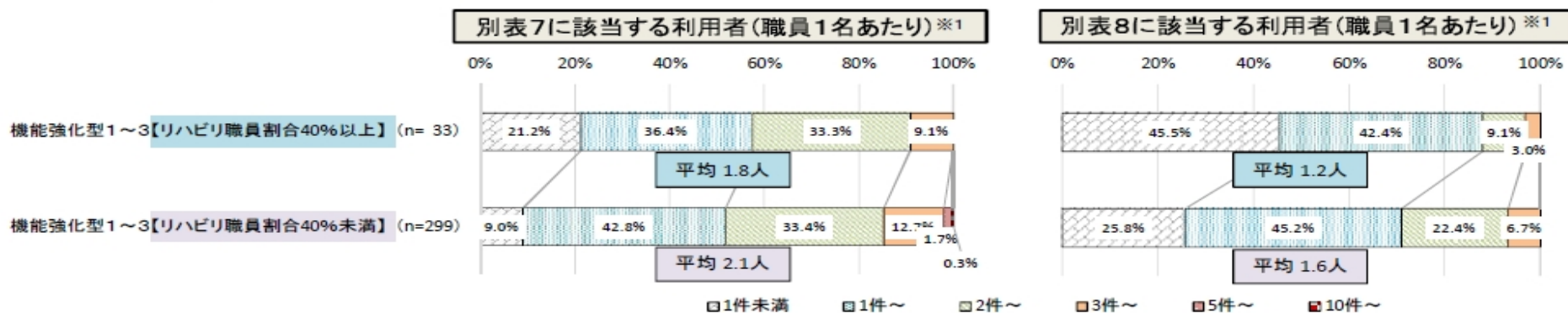
1) 看護体制強化加算について、看護職の人員基準を設け、看護職が全体の60%以上とする要件の追加

- ・看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を評価
- ・加算の主旨に合った人員基準の在り方の検討が必要

理学療法士等職員の割合が高い機能強化型訪問看護ステーションの特徴

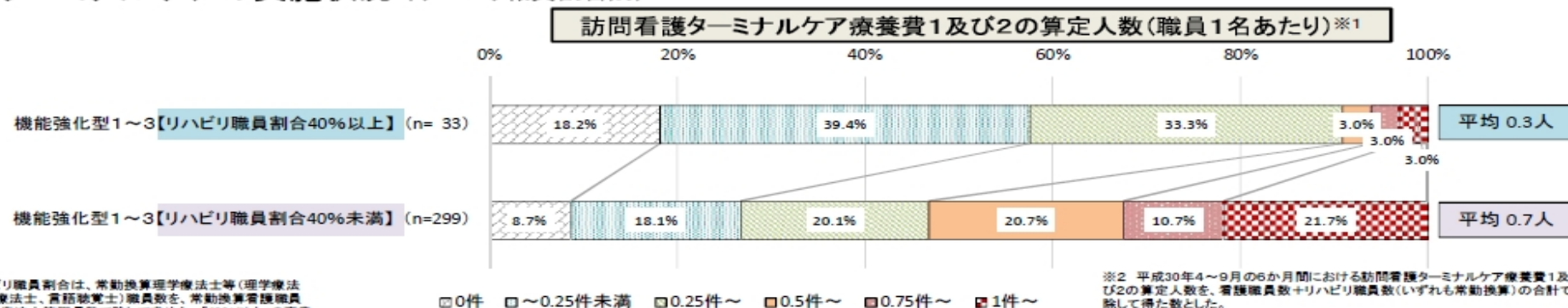
○ 理学療法士等職員の割合が40%以上のステーションは、40%未満のステーションに比べて、職員1名あたりの重症者の受入れ数やターミナルケアの実施数が少ない。

■ 重症者の受入れ状況（リハビリ職員割合別）



※1 平成30年9月の1か月における利用者数を、看護職員数+リハビリ職員数(いずれも常勤換算)の合計で除して得た数とした。

■ ターミナルケアの実施状況（リハビリ職員割合別）



※ リハビリ職員割合は、常勤換算理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)職員数を、常勤換算看護職員数+理学療法士等職員数で除して求めた。「40%以上」の事業所は、前頁の赤枠で囲った事業所にある。

※2 平成30年4～9月の6か月間における訪問看護ターミナルケア療養費1及び2の算定人数を、看護職員数+リハビリ職員数(いずれも常勤換算)の合計で除して得た数とした。

2. 質の高い訪問看護の評価（診療報酬との齟齬の解消）

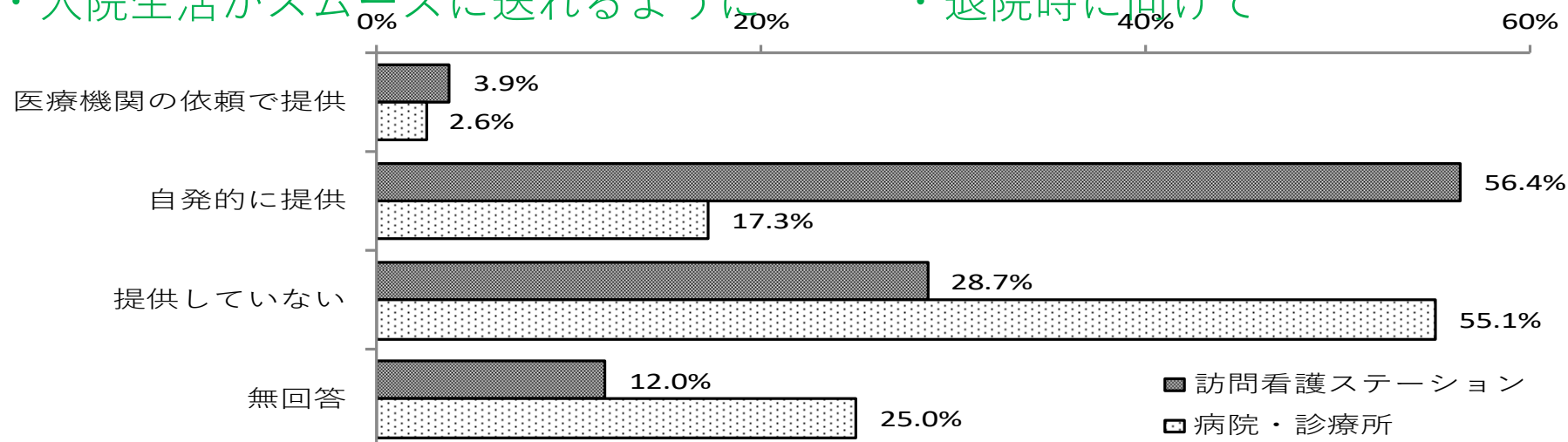
1) 入院・入所時の医療機関等への情報提供の評価（訪問看護情報提供料の新設）

- ・ 重度高齢化する在宅環境に対し、利用者に切れ目のない支援が必要
- ・ 平成30年診療報酬改定において、訪問看護ステーションが主治医を通して入院する利用者について、情報提供した場合、情報提供療養費3の算定が可能

図表3-1-110 介護保険の利用者が入院した場合の医療機関への情報提供・訪問看護サリ
（訪問看護ステーションの回答数=1,297、病院・診療所の回答数=272）

医療機関での活用方法（自由回答）

- ・ 看看連携、医療処置
- ・ 在宅での看護が継続されること
- ・ 入院生活がスムーズに送れるように
- ・ 退院時に向けて

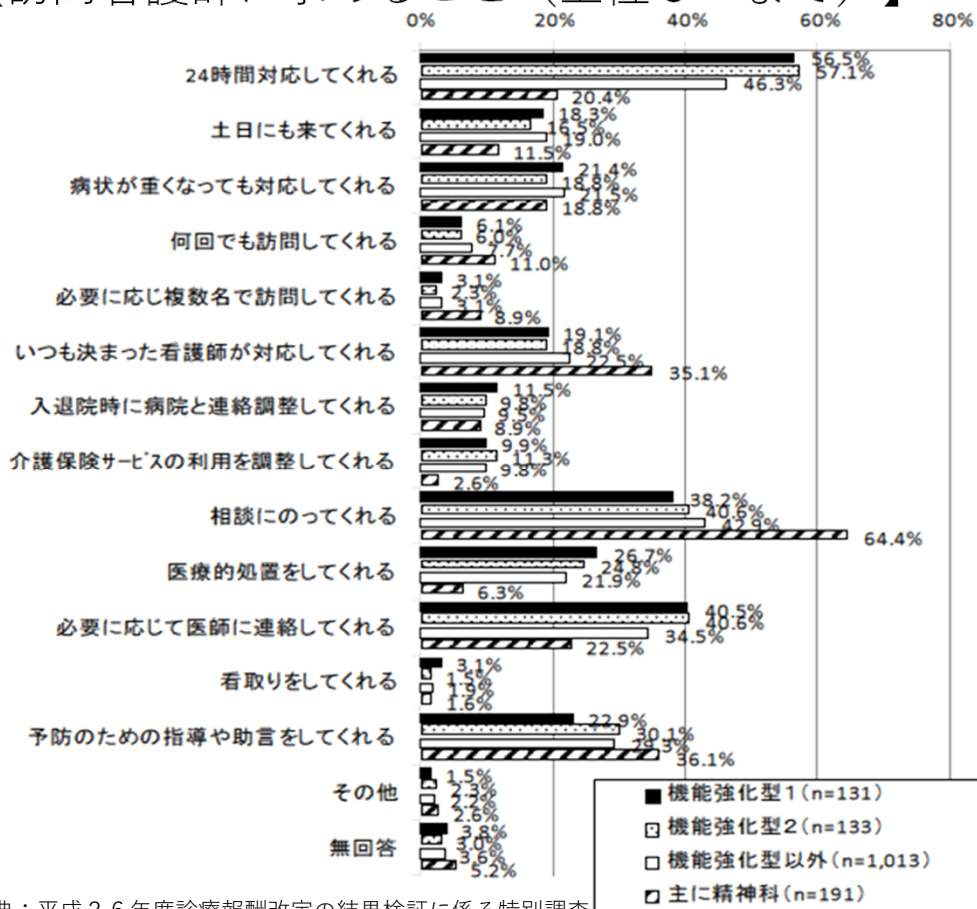


2. 質の高い訪問看護の評価（診療報酬との齟齬の解消）

2) 緊急時訪問看護加算を診療報酬の24時間対応体制加算と同額

- ・ 緊急時訪問看護加算は、利用者や家族等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を評価
- ・ 医療保険において、緊急時訪問看護加算と同様の体制を評価した24時間体制加算は6,400円

【訪問看護師に求めること（上位3つまで）】



【緊急訪問の現状】

（訪問看護ステーションの回答数=1,209）

訪問看護ステーションでは、緊急訪問の利用者人員数に占める加算算定者の割合は、

早朝・夜間・深夜合計で38.5%であった。